

第13回国際労働法・社会保障学会世界会議に参加して

大 曾 根 寛

1. 第13回世界会議について

国際労働法・社会保障学会 (INTERNATIONAL SOCIETY OF LABOUR LAW AND SOCIAL SECURITY) の第13回世界会議が、1991年9月18日から21日まで、ギリシャのアテネにおいて開催された。本稿では、この会議の様様をお伝えすることとしたい。

会議には、開催地ギリシャをはじめ世界の37カ国から720人の参加者があった。日本からは、ナショナルレポーターとなった佐藤進教授（日本女子大学）、浜田富士郎教授（神戸大学）ほか十数名が参加した。参加者は、労働法・社会保障を研究対象とするこの学会の性格を反映して、研究者のみならず、行政担当者、労働組合のリーダー、使用者団体の代表、国際労働機関（ILO）の職員、労働問題を扱う弁護士など多彩な顔ぶれであった。とりわけ、今回の会議には、中南米諸国の参加者が多く、会場における彼らの発言や質問、あるいはパーティーの場での簡単な会話から、発展途上国においても労働問題・社会保障の問題への関心が高まっており、この方面の研究についての国際的な交流へのニーズが増大していることを肌身で感じる事ができた。

また、会議の全体を通して、日本の経済事情・社会問題への興味を、先進工業国も含め各国の参加者が示していた。とくに、日本の労働法制・社会保障制度のあり方についても、深い関心がそそがれているようであった。

2. 会議の討議内容

(1) 今大会の主要なテーマ

本大会のテーマは、3つである。第1テーマは、「企業における経営悪化が労働条件におよぼす影響」である。ジェネラル・レポーターはラテンアメリカ・カリブ地域 ILO 事務局（ペルー）地域アドバイザーのエルミダ・ウリアルテ（O. Ermida Uriarte）博士が務めた。世界のいたるところで、大量失業とインフレが進行している中で、企業が経営危機に陥ったとき、賃金・労働時間など労働者の労働諸条件は、どのような影響を受けるのか、労働法制は、何をなしうるのか等が議論された。日本からは、神戸大学の浜田教授が、「経済危機下における、労働条件の使用側からの一方的変更」と題するナショナル・レポートを提出している。

第2テーマは、「集団的利益争議の解決方法」である。ジェネラル・レポーターは、テッサロニク大学（ギリシャ）のジャン・コキアデ

イス (Jean Koukiadis) 教授である。世界的な経済後退にともなう生ずる、国内の産業不振は、労働争議をも頻発させる。そのとき、ストライキ等の調停をめぐる制度のあり方が問われることとなる。

第3テーマは、「すべての人々のための最低所得保障の制定と実施に関する法的諸問題」である。ジェネラル・レポーターは、ツェゲッド大学 (ハンガリー) のオッター・ツッツ (Otto Czucz) 教授である。わが国からは、佐藤進教授がナショナル・レポーターとなり、日本の公的扶助制度の形成史、現行生活保護制度の概要と問題点を報告されている。

このセッションでは、すべての者に最低所得保障をする制度の立法構想が議論された。第1と第2のテーマが労働法分野の論点であったのに対して、第3テーマは、社会保障分野の問題である。そこで、本誌が社会保障に関する海外情報を伝達する役割を担っていることを考慮し、本稿では、項を改めて、このテーマに重点を置いて討議内容の紹介をすることとした。

(2) すべての人のための最低所得保障制度

まず、ツッツ教授によるジェネラル・レポートの内容を手短かに見た上で、会場の討議の雰囲気を知ることをとする。

ジェネラル・レポートにおいて、ツッツ教授は、「最低所得保障 (revenu minimum garanti)」をRMGと略称している。そこで、ここでもRMGの略語をそのまま用いることとするが、この概念は、現在までのところ、日本にはほとんど紹介されていないといっておくであろう。

ツッツ教授によれば、この概念は、トーマス・モアの「ユートピア」以来、ベイコン、フ

ーリエ、レオン・ブルジョア等多くの論者によって展開されてきたものであり、「すべての人間に最低所得を保障する制度」を確立しようとする発想は、とくに目新しいものではないという。

しかし、制度形成へ向けての本格的な論議が始まったのは、1980年代に入ってからであり、この問題を扱う著作が増え、雑誌の特集が組まれるようになったのも、最近のことであるという。また、RMGをテーマとする研究会や会議も開催されるようになってきているとのことである。

このような動向の背景には、伝統的な貧困に公正かつ効率的に対処しようとする意図のほか、大量失業の継続・新しい貧困などがもたらす個人の不安定感を、何とか克服しようとする努力とそのための緻密な分析が行われるようになってきていることをあげることができる。

ツッツ教授は、これまでのRMGに関する業績を踏まえた上で、新しい制度の創出へ向けた具体的な提言をされ、その利害得失を論じている。本稿で、その内容を詳細に紹介するゆとりはないので、別の機会に譲ることとしたいが、わが国の生活保護制度の行方を考えるにあたって、有益な示唆を得ることのできる知見を含んでいると思われる。

ところで、このツッツ報告をめぐって行われた質疑・討論は、RMGの実現可能性、導入した場合の問題点や危険性、雇用とのかかわりなどについて、また社会扶助や最低賃金制など他の社会的制度との相違点についてのものであった。

ただ、特筆すべきは、日本の生活保護制度とフランスの最低所得制度に各国の強い関心が寄せられていたことである。とりわけ、ボルドー

大学のジャンピエール・ラボルド教授による報告の中で扱われた、フランス版 RMG ともいえる「社会参入最低所得に関する法律（1988年12月1日）」は、注視の的であった。なぜなら、この立法こそ、新しい貧困に対する戦いの一環として、RMG に関する国際的な議論の過程で生まれてきたものだと評することのできる制度だからである。ジャンピエール・ラボルド教授らフランスの研究者が会議終了後も質問せめにあっていたことは言うまでもない。

なお、フランスの新法については、「愛知県立大学文学部論集（社会福祉学科編）」第39号（1991年2月）の『フランスの「社会参入最低所得に関する法律」（翻訳）』（大曾根訳）を参照されたい。

3. 今後の国際会議

さて、3年ごとに開催される「世界会議」

は、1994年9月に第14回大会として、韓国のソウルで行われることとなっている。

そこでのテーマは確定していないが、現在のところ、①雇用機会の創出、②外国人労働者問題、③労働法の発展における外国の影響、④21世紀に向かっての社会保障などが、候補としてあげられている。韓国では、すでに実行委員会が組織され、事務局も設置されているようである。

また、1993年2月には、インドのニューデリーで、「第6回アジア地域会議」（前回は東京で開催された）が予定されており、「労働法・社会保障における女性」をテーマに、報告と討論が展開されることとなるだろう。

（おおそね・ひろし 愛知県立大学助教授）

（問い合わせ先）

国際労働法・社会保障学会日本支部事務局

〒113 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学法学部研究室内

☎03-3812-2111（内線）3243